



～ 目次 ～

注意事項・本校の教育目標・校章の由来

沿革概要

岡山県立西大寺高等学校 校歌・応援歌

生徒諸規定

合宿規定・生徒派遣規定・警報発令時の扱い

図書館規定

生徒会会則並びに細則

各種委員会細則

各部細則

応援団細則・選挙細則

教育相談室の紹介・日課表

注 意 事 項

- (1) 生徒手帳の内容に関わる本内容のURLは、クロームブックもしくは携帯端末（スマートフォン）等にブックマーク（お気に入り登録）しておき、必要なときにすぐに見ることができるようにしておくこと。
- (2) 生徒証明カードは、通学定期乗車券または学生割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- (3) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、生徒証明カードとともに差し出さなければならない。
- (4) 生徒証明カードは他人に貸与または譲渡することはできない。
- (5) 生徒証明カードを紛失した際には、直ちに学校に届け出なければならない。

本 校 の 教 育 目 標

1. 知性を高め、教養豊かな品位ある人格を希求する。（知性）
2. 自らを律し、協調性のある視野の広い国際人を目標とする。（自律）
3. 心身を鍛え、人間性に富む明朗有為な社会人を志向する。（健康）



校 章 の 由 来

昭和24年、西大寺高等学校（男子高校）と西大寺女子高等学校（女子高校）が統合され、西大寺高等学校が生まれました。その発足にあたって新しく校章が定められました。校章のデザインは、当初外部や美術担当者にその制作を依頼していましたが、最終的に生徒の募集作品から採用されました。「西大寺高校」という文字を図案化した、昭和25年に卒業された方（高原尚示さん）の作品になりました。

当初の図案は、上部に西大寺の「西」とHigh Schoolの「H」とを重ね、下端に、Schoolの「S」を配したもので「西」「H」「S」の緑の白い部分がなく「S」の部分はSと読みやすいように丸みを帯びたものでした。その後検討が加えられ、「西」「H」「S」の周縁に白い部分が付け加えられ、また「S」の部分が角張ったデザインに変更されました。また、本校の校章は、全体として輪郭が帆掛船の形にも見られます。これは、昔盛んに吉井川を上下していた高瀬舟をかたどったもので、港として栄えていた西大寺を象徴しています。

西大寺高等学校 校歌

尾上紫舟 作詞
小松耕輔 作曲

み での か ねの ほ がら なる
お おか わ な み の き よら なる
お - - と と ひ かり を む ね に う - - - け
や すむ こ と な く ま なび て む
さ い だ い し わ れら が く と は

一 御寺の鐘のほがなる
大川波の清らなる
音と光を胸に受けてむ
休むことなく学びてむ
西大寺 我ら生徒は

二 自主の心を養ひて
平和満ちたる国土(くに)に
文化の華を咲かすべく
責(せめ)と務(つとめ)を身に負はむ
西大寺 我ら生徒は

三 理知の翼の成らむとき
理想の風の吹かむとき
真理の道を求めつつ
自由の空に飛び立たむ
西大寺 我ら生徒は

第一応援歌

見よわれら あおぞらのもと
聞けわれら だいちのうえに
わこうどの いきに燃え
わこうどの ねつに燃え
とうこんこめて うではなる ああ
せいしゅんの血は たぎり立つ ああ
その名もたかし 我がさいこう
ほこりもたかし 我がさいこう
フ レー フ レー さ い こう

一.
見よ我ら 碧空(あおぞら)の下
若人の 意気に燃え
闘魂込めて 腕はなる 嗚呼!
その名も高し 我が西高
フレーフレー 西高

二.
聞け我ら 大地の上に
若人の 熱に燃え
青春の血は たぎり立つ 嗚呼!
誇りも高し 我が西高
フレーフレー 西高

応援歌(第2)

- 1 爽やかな風のにりて
若人の歌声高く
天地にこだましわたり
征く所敵はなし
ゆくぞゆけ旭東の雄
西高 々々 々々
- 2 灼熱は地平に燃えて
若人の意気は高らか
大空は果てしなく
征く所敵はなし (以下同じ)
- 3 酷寒の大地にいてて
若人の熱はもえたつ
疾風の枯葉をまきて
征く所敵はなし (以下同じ)
- 4 朝夕にきたえし我等
苦節今ここに結びて
かちどきのあがるうれしさ
征く所敵はなし (以下同じ)

生徒諸規定

A 風紀規定

1 服装は高校生らしくする

- (1) 制服を着用し、必ず生徒証明カード及び生徒手帳を所持する。原則として帽子は使用しない。
- (2) 冬服・夏服については次の規定を守ること。

[冬服]

- ① 11月1日より4月30日まで着用する。
- ② ブレザーの下に、ベスト・セーター・カーディガンを着用することは自由である。ただし、学校規定のものを着用すること。
- ③ 替えスカートの着用は自由であるが、入学式・卒業式その他学校が指示する学校行事においては、規定の冬服(正装)を着用すること。
- ④ 女子のソックスは紺色(学校規定のもの)又は白色とする。ただし、入学式・卒業式その他学校が指示する学校行事においては、学校規定の紺色ソックスを着用すること。男子のソックスは紺色又は白色とする。

[夏服]

- ① 7月1日より8月31日まで着用する。
- ② 白色替えシャツ(学校規定のもの)・替えスカートの着用は自由であるが、学校が指示する学校行事においては、規定の夏服(正装)を着用すること。
- ③ ソックスは冬服に準ずる
- ④ 下着類は白色とする。

[防寒着・コートの着用]

防寒用として、学校推奨品を基本とする防寒着・コートの着用を認め、以下のように規定する。

- ① 期間は11月1日から3月31日とする。
- ② デザインは学校推奨品を参考にし、登下校にふさわしいものを心がける。Gジャン・スタジアムジャンパーなど、遊び着的なものは不可とする。
- ③ 色については学校推奨品の色を参考にし、制服にふさわしい華美でないものとする。赤・黄等の原色、水色・ピンク等のパステルカラー、黄色・オレンジ等の蛍光色。アニマル調・迷彩調等の柄物は不可とする。ウインドブレーカーなどについても同様とするが、ライン・ロゴが極端に派手にならないよう注意すること。
- ④ 材質については皮革(合成皮革を含む)、毛皮、エナメルは不可とする。

[その他]

- ① 5月・6月・9月・10月の期間は校内でのブレザーの着用を自由とする。ベスト・セーター・カーディガンの着用も自由とする。
- ② ネクタイの着用は自由であるが、入学式・卒業式その他学校が指示する学校行事においては着用すること。
- ③ 男子ズボンにはベルトを着用すること。
- ④ 雨天時のレインコートの着用は自由である。

《参考》

アイテム \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ブレザー	必	自	自			自	自	必	必	必	必	必
ベスト	自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	自	自	自	自	自
セーター	自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	自	自	自	自	自
カーディガン	自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	自	自	自	自	自
ポロシャツ		◎	◎	◎	◎	◎	◎					

必 …… 必ず着用すること。
 自 …… 着用は自由である。
 ◎ …… 着用は自由であり、登校時からブレザーなしで着用しても良い。



[規定の冬服]

(注)カッターの色はブルー



(注)ソックスは学校規定の紺レギュラーソックス



[規定の夏服]

(注)カッターの色はブルー



(注)ソックスは学校規定の紺レギュラーソックス

- (3) 靴は男女とも白色を基調とした運動靴(ひもつき)等あるいは黒・茶色の革靴(ローファー・ビジネスシューズ等)とする。女子のストッキング・タイツはベージュ系の色とし、模様のあるものは禁止とする。
- (4) 校舎内では所定のスリッパを用いる。スリッパには姓を明記すること。
- (5) マフラーの着用は防寒衣として認める。ただし華美で長大でないものとする。
- (6) 髪型は男女とも高校生らしい髪型とし、パーマネント・カール・染色・脱色などの加工は禁止する。女子の髪に華美な飾りものをつけることも禁止とする。

(7) 指輪、イヤリング、ピアス、ネックレス、ブローチ、アップリケなどの装飾品の使用を禁止する。

(8) 高校生として不要な化粧品類の使用及び、まゆ毛・まつ毛の加工は禁止する。

(9) カバン類は華美ではない、学用品が入る学生らしいものとする。ただし、他校のバッグの使用は禁止する。

2 社会道徳の体得実践に努め、高校生としての品位を養う。

- (1) 礼儀と言葉遣いを正しくする。
- (2) 責任を果たす態度習慣の養成には特に留意する。
- (3) 交友は互いに人格を高め合うように努める。

3 次の厳禁事項を犯した場合は特別指導・懲戒処分の対象となる。

- (1) 暴力行為
- (2) 窃盗・万引き
- (3) 飲酒・喫煙
- (4) 考査時の不正行為
- (5) 違法薬物等
- (6) 校舎、校具の故意による破損
- (7) 賭博的行為
- (8) いじめ行為
- (9) 交通違反及び交通事故(加害)
- (10) その他生徒としての本分を逸脱した行為(怠学、パチンコ店への出入り、無断アルバイトなど)

4 諸願届は次記による。

- (1) 遅刻
教員室の係に届け出て、入室許可証を受け取り、授業担当教師の許可を受けて入室する。
- (2) 早退・欠課
HR担任又は授業担当教師に届け出て、その許可を受ける。後日、生徒手帳により届け出る。
- (3) 欠席

保護者から電話等の方法で当日午前中に学校に連絡するとともに、出校の際、生徒手帳により届け出る。なお、欠席が1週間以上にわたる場合、並びに法定又は学校感染症で欠席する場合は医師の診断書を添える。

(4) 忌引

父母(あるいは保護者)7日以内、祖父母3日以内、兄弟・姉妹3日以内、曾祖父母1日、伯叔父母1日とする。

(5) 集会、掲示、刊行物発行等

事前に生徒課の許可を受ける。

(6) 登山

事前に担任を通じて生徒課に届け出て許可を受ける。

(7) 異装

特別な事情により規定以外の服装をする者は、事前に担任及び生徒課に届け出て許可を受ける。

(8) 外出

始業時から終業時までで特別な事情により外出する者は事前に担任に届け出て許可を受ける。

(9) 下校時の延長、休日の出校

部活動、その他で下校時を延長し、または休日に出校する場合は、事前に生徒課に届け出て許可を受ける。

(10) アルバイト

長期休業中以外のアルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別な事情によりアルバイトを希望する者は、保護者の同意のもとに担任を通じて学年主任、生徒課に届け出て許可を受ける。長期休業中のアルバイトは、生徒・保護者から所定の許可願を学校に提出し、担任及び生徒課の許可を受ける。

(11) 携帯端末の校内への持ち込みは禁止する。ただし、許可願を提出し、認められたものには持ち込みを許可する。その場合、使用規定を厳守すること。

(12) その他の諸願、諸届もすべて担任に提出する。

5 交通安全に関する規定

(1) 交通安全に関する一般的心構え

- ① 人の生命の尊さを知り、常に交通安全に努める。
- ② 常に防衛的通行をするように心がける。
- ③ 時間的なゆとりをもって登下校する。

(2) 交通法規の厳守

特に下記の事項に留意する。

- ① 自転車に乗るときは必ず道路交通法を守る。
 - ② 二列並進をしない。
 - ③ 無灯火で走行をしない。
 - ④ 一時停止違反をしない。
 - ⑤ 傘差し運転をしない。
 - ⑥ 2人乗りをしない。
 - ⑦ 走行中イヤホンをつけたり、携帯端末を使用しない。
- (3) 本校生徒が守らなければならない事項
- ① 運転免許証の取得については下記の規定を厳守する。
- (ア) 運転免許証の取得は禁止する。ただし、安全教育係が特に運転免許証の取得の必要性を認め、校長が許可した場合に限り取得を許可する。
- (イ) 3年生の第2学期終業式以降、進路が決定しているものについては、担任・安全教育係への申請により自動車教習所への入所を許可する。
- (ウ) 上記の(ア)もしくは(イ)に該当し、運転免許証の取得・自動車教習所への入所を希望する生徒は次の事項を守ること。
- ・(ア)に該当する者は事前に運転免許証取得願を提出し、担任、安全教育係の許可を得ること。
 - ・(イ)に該当する者は事前に自動車教習所入所届を提出し、担任、安全教育係の許可を得ること。

・長期休業中または家庭学習期間を利用して自動車教習所等に行くこと。教習や運転免許試験を受けるために欠席してはならない。

・(イ)に該当する者が、運転免許センター等にて運転免許の交付を受けるのは、卒業式以降とする。

(エ) 上記に反し無断もしくは不正に免許取得をした場合は、内規に従い特別指導を行う。

(オ) (ア)の特例事項に該当して運転免許証の取得を認められた場合は、総排気量50cc以下の原動機付自転車に限り使用を認める。

② 交通法規を遵守し、万一事故・違反などのあった場合は速やかに担任に届け出ること。

③ 公共交通機関を利用して通学するものは、マナーやエチケットを守り、他人に迷惑をかけること。

6 その他

(1) 最終下校時刻は原則として17:00とする。ただし、17:00以降の生徒会活動については次の規定による。その他の活動については関係教師の許可による。

① 活動延長が認められた場合の最終下校時刻は、第2学期中間考査発表までは18:30、それ以降年度内は18:00とする。

② 事前に承認を得る場合を除き、考査発表後から考査中の活動はしない。

(2) 始業時より終業時までは無断で校地を離れてはならない。

(3) 学業に関係ない雑誌・週刊誌・トランプ等を学校に持ち込むことは禁止する。

(4) 放課後、教室や部室等に教科書・教材を放置して帰ることを禁止する。

B 合宿規定

- 1 合宿とは学校の内外を問わず、教育的意図に基づく生徒の集団宿泊をいう。
- 2 合宿することが特別教育や生徒会活動により効果的である場合、学校長の許可を得て合宿することができる。
- 3 合宿の許可を受けようとする場合は目的、期間、氏名、計画を明記した所定の許可願を保護者の承諾書を添え、実施 10 日前までに生徒課を通じ学校長あてに提出する。
- 4 合宿は責任教師付添いのもとに行う。
- 5 合宿は男女別に行うことを原則とする。
- 6 合宿では次の事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の合宿日誌を毎日学校長に提出する。ただし、異常のあった場合は必要に応じ速やかに報告する。
 - (2) 合宿中使用する学校の物品は各係の許可を得たうえで大切に使用し、返納を厳重にする。
 - (3) 施設、設備、物品の愛護には特に留意し、責任者はその換傷検査をたびたび行う。故意、不注意の損傷に対しては連帯責任で弁償する。
 - (4) 合宿中は毎日の生活を規則正しく真面目に行う。
 - (5) 服装については高校生らしさを失わぬよう注意する。
 - (6) 火気、健康管理並びに風紀には万全を期し、事故の皆無に努める。

12

C 生徒派遣規定

- 1 生徒の派遣はすべて学校長の許可を要するものとし、当該各部（又は委員会）の顧問署名の上、一週間前までに生徒課生徒会係を経て願い出なければならない。
- 2 体育関係各部の生徒派遣は原則として高等学校体育連盟、又は高等学校野球連盟の主催、共催による各種大会並びに高体連審議会が認めた大会に限るものとする。
- 3 文化関係各部の生徒派遣は、高等学校生徒を参加の対象とする各種競技会、並びに文化的行事に限るものとし、その取り扱いは次の項目による。
 - (1) 県内において行われる会合への参加は年 3 回以内とする。
 - (2) 県外において行われる会合への参加は年 2 回以内とし、県内における実績を勘案して許可する。
- 4 応援団の生徒派遣は、授業の支障のない日時に限るものとする。
- 5 次の場合は関係職員（生徒課長、生徒会係、当該団体顧問）の議を経て、派遣を願い出るものとする。
 - (1) 本規定の制限回数をこえて生徒の派遣をする場合。
 - (2) 各種役員等を研修又は見学のため校外へ派遣する場合。
 - (3) 文化関係各部並びに同好会の活動のため生徒を校外へ派遣する場合。
 - (4) 練習試合のため選手を他行に派遣する場合。
- 6 学校派遣の取り扱いをする派遣生徒には、原則として顧問が同行するものとする。

13

D 警報発令時の扱い

午前 6 時に「特別警報（種類を問わない）、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報」のうち少なくとも一つが岡山市に発令されているときは休校とします。ただし、居住地域（岡山市以外）に上記同等の警報が発令中の場合や登校が困難と保護者が判断した場合は、自宅待機とします。

14

図書館規定

- 第1条 開館日は授業日及び長期休暇中の特定日とし、休日は原則として閉館する。休暇中の開館日はそのつど決定し、あらかじめ掲示する。また、臨時閉館日を前もって掲示する。
- 第2条 開館時間は、始業時刻から午後4時45分までとする。休暇中の特定開館日の開館時間はそのつど決定し、予告する。
- 第3条 閲覧の種類を次のように定める。
- (1) 館内閲覧
 - (2) 館外閲覧(貸し出し)
- 第4条 閲覧室に入るときには、閲覧に不必要なものは持参しないこと。またコートの着用は認めない。
- 第5条 閲覧室では私語を慎み、静粛を旨とし、飲食、雑談、その他付不謹慎な行為をしてはいけない。
- 第6条 資料は公共の物であるので大切に取り扱い、他の利用者が不自由をしないように心がけること。特に書架からの出し入れについては丁寧に扱い、一定の配列の分類や番号を乱さないこと。
- 第7条 館内閲覧の場合は特に定めるもの以外の図書、その他の資料は自由に定めるもの閲覧することができる。ただし新聞・雑誌はそれぞれのコーナーで閲覧すること。
- 第8条 館外閲覧については次の規定によって行う。
- (1) 貸し出し期間は貸し出し日より一週間以内とし、1人1回3冊以内とする。ただし、休暇中の貸し出し冊数はそのつど決定し、あらかじめ掲示する。
 - (2) この期間は申し出により、更に1週間延長することができる。ただし、3回延長することはできない。
 - (3) 禁帯出の図書、新聞、雑誌は、貸し出さない。ただし、禁帯出の図書で必要と認められた場合、一夜貸し出しができる。一夜貸し出しは、閉館時刻30分前から、翌日の2時限始業前までとする。

15

生徒会会則並びに細則

A 生徒会会則

前 文

我々岡山県立西大寺高等学校の生徒は本校の教育方針に則り生徒本来の使命を自覚して生徒会の活動を規律化し、より完全な方法で自主活動の促進を図り、学校生活の経験を通して将来よき公民となる素質を養うため本会則を制定する。

第1章 総 則

- 第1条 本会は岡山県立西大寺高等学校生徒会という。
- 第2条 本会は岡山県立西大寺高等学校生徒をもって構成し、本校教職員を顧問とする。
- 第3条 本会の最高決定権は校長に属する。
- 第4条 本会は会の目的達成のため次の機関を置く。
- (1) 生徒総会
 - (2) 評議員会
 - (3) 監査委員会
 - (4) 執行委員会
 - (5) 各種委員会
 - (6) 各部
 - (7) ホームルーム
 - (8) 応援団
- (9) 生徒集会

第2章 生徒総会

- 第5条 生徒総会は本会の最高議決機関である。
- 第6条 生徒総会は全会員で構成し、毎年第1学期中間考査までにこれを開催する。ただし次の場合には生徒会長が臨時にこれを開催することができる。
- (1) 会員の2割以上が会議事項を明示して会長に要求した場合
 - (2) 評議員会が必要と認めた場合
 - (3) 校長が必要と認めた場合
- 第7条 生徒総会は次の事項を議決する。
- (1) 第6条第1項によって提出された事項
 - (2) 評議員会から提出された事項
 - (3) 本会会則の決定並びに変更に関する事項

17

- (4) 以上、必ず規定の手続きによって貸し出しを行う。
- 第9条 貸し出し手続きは下記の手順で行う。
- (1) 借りる図書をカウンターに持っていき、係に学年、組、姓名を名乗る。
 - (2) 係が個人のバーコードで、貸し出し登録をする。
 - (3) 図書の返却のスリップ(用紙)を受け取る。
 - (4) 返却の時は、係に本を私、手続きを確認して帰る。
- 第10条 貸し出し中の図書は他人に「転貸し」してはいけない。
- 第11条 閲覧中又は帯出中に資料を紛失、毀損もしくは汚損した場合は、直ちに図書館に届け出、同一の資料をもって弁償しなければならない。ただし代金でこれの弁償を許すこともある。
- 第12条 新購入図書及び新しい資料は展示し、学校新聞、読書案内、あるいは図書館報で広報する。

16

- (4) 会務予算及び決算に関する事項
 - (5) 会費及び入会金の増減に関する事項
 - (6) 総会出席者の過半数が審議することに賛成した緊急動議
- 第8条 生徒総会の必要定員数は全会員の3分の2とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし重要事項は出席者の3分の2とする。
- #### 第3章 評議員会
- 第9条 評議員会は本会会員の意志を代表する議決機関である。
- 第10条 評議員会は各ホームルームから2名ずつ選出された評議員で構成し、定期的に生徒会長がこれを招集する。ただし必要に応じて臨時にこれを開催することができる。
- 第11条 評議員会は次の事項を議決する。
- (1) ホームルームから提出された事項
 - (2) 執行委員会から提出された事項
 - (3) 校長から提出された事項
 - (4) 細則の決定並びに変更に関する事項
 - (5) 各部署部則の承認
 - (6) 予備金その他の収入の支出に関する事項
 - (7) その他評議員が必要と認めた事項
- 第12条 評議員会の必要定員数が全議員の3分の2とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、重要事項は出席者の3分の2とする。
- #### 第4章 監査委員会
- 第13条 監査委員会は本会の会計監査のための機関である。
- 第14条 監査委員会は、評議員の2年生3名をもって構成し、執行委員会、各種委員会、各部及び応援団の経理及び備品を定期的に監査し、その結果を会長に報告するとともに会員に公示する。
- #### 第5章 執行委員会
- 第15条 執行委員会は本会の中核執行機関である。
- 第16条 執行委員会は生徒会長1名、生徒会副会長2名並びに会計

18

2名、書記2名、各種委員会委員長7名で構成する。

第17条 執行委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 生徒会の庶務並びに会計
- (2) 各種委員会、各部・同好会及び応援団の統轄
- (3) 全校行事の立案実施
- (4) 各種集会の許可
- (5) 生徒集会の執行
- (6) その他会務の執行に必要となる事項

第18条 執行委員会は任務の遂行に当たりその計画を評議員会に提出し議決を得なければならない。

第6章 各種委員会

第19条 各種委員会は執行委員会の任務遂行のために置かれる補佐機関であって、執行委員会から付託された責任と権利を分担する。

第20条 各種委員会はこれを常置委員会と特別委員会とに分ける。

第21条 常置委員会は次のとおりとし、その細則は別に定める。

- (1) 文化委員会
- (2) 体育委員会
- (3) 風紀委員会
- (4) 整美委員会
- (5) 保健委員会
- (6) 図書委員会
- (7) 交通委員会
- (8) 庶務委員会

第22条 常置委員会は執行委員1名と各ホームルームから選出された各1名の委員によって構成される。ただし体育委員は各ホームルームによって選出された男女各1名ずつとし、整美委員及び図書委員は男女問わず2名とする。

第23条 特別委員会は評議員会の議決によって設置し、その細則は別にこれを定める。

第24条 各種委員会で実施する事項はこれを執行委員会に提出してその承認を得なければならない。

第7章 各部

第25条 会員の教養を高める体育技能を錬磨し個性を伸長して社会的性格を画養するため執行委員会の統轄の下に各部を置く。各部

の設置に関する細則は別にこれを定める。

第26条 各部は部員をもって構成し、その組織並びに運営については各部部則をもって定める。

第8章 ホームルーム

第27条 ホームルームは生徒会活動の基礎組織であり室員相互の団欒の場である。

第28条 ホームルームは評議員並びに学校側から提出された事項その他必要事項について討議決定する。

第29条 ホームルームで議決された事項中必要と認めたものはホームルーム選出の委員が評議員会又は各種委員会へ提出するものとする。

第9章 応援団

第30条 応援団は各種対外競技に出場する本校選手を応援して会員の親睦と団結を高め、あわせて他行との融和を図るための組織である。

第31条 応援団は全会員をもって組織する。

第32条 応援団員は常に秩序と規律を重んじ、統制ある行動をとらなければならない。

第33条 応援団に関する細則は別に定める。

第10章 生徒集会

第34条 生徒集会は、生徒会活動及び学校生活に関する会員の意見交換の場であって、会員相互の協調融和をはかり、もって生徒会活動をより活発にし、学校生活をより有意義にすることを目的とする。

第35条 生徒集会は会員全員で構成することを原則とするが、必要に応じて科、学年別の集会を開くことができる。

第36条 生徒集会の招集は評議委員会の承認を得て生徒会長が行い、運営には執行委員があたる。

第37条 生徒集会は第34条の目的を達成するために次の内容を取り扱う。

- (1) 執行委員と会員との意見交換
- (2) 新入生徒に対する校内事情の告知

- (3) 諸規定などに関する意見、希望

第11章 役員

第38条 執行委員は全校より選出する。その選出方法は別にこれを定める。

第39条 執行委員会には委員長1名、副委員長2名、会計2名、書記2名を置く。委員長は生徒会長、副委員長は生徒会副会長、会計は生徒会会計、書記は生徒会書記が兼ねる。

第40条 各種委員会には委員長1名、副委員長2名、会計・書記2名を置く。これらの役員は各種委員会の互選によって定める。

第42条 ホームルームには次の役員を置き、その選出方法はホームルームに一任する。ただしホームルーム委員は評議員を兼ねる。

- (1) ホームルーム委員2名

第43条 応援団には団長1名、副団長2名を置き、その選出方法は生徒会長が団員の中から指名する。

第44条 本会の役員は次のとおりである。

- (1) 生徒会長は生徒会を代表するとともに、執行委員長として執行委員会を統轄する。
- (2) 生徒会副会長は同じに執行副委員長として会長（執行委員長）を補佐し、会長（執行委員長）に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 生徒総会において評議員会議長は会議を司会する。
- (4) 生徒総会において評議委員会副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその任務を代行する。
- (5) 生徒総会において評議委員会書記は議長・副議長を補佐し、会議録を記録保存するとともに議決事項を会員に公示する。
- (6) 執行委員会会計は生徒会並びに執行委員会庶務会計を処理し、同書記は生徒会並びに執行委員会における諸記録の記載保存をする。
- (7) 各種委員会委員長、各種部長、ホームルーム委員長は当該機関

を代表し統轄する。

- (8) 各種委員会副委員長、各部副部長は当該機関の長を補佐する。
- (9) 各種委員会、各部会計・書記は当該機関の庶務並びに会計を処理する。

第45条 各役員は任期は次のとおりである。

- (1) 会長（執行委員長）、副会長（執行副委員長）、執行委員（各種委員会委員長及び会計・書記）各部役員は10月1日から翌年9月30日まで。
- (2) ホームルーム委員（評議員）、監査委員、各種委員、ホームルームの役員は、前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から翌年3月31日まで。

第46条 役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行い、その役員は前任者の残任期間とする。

第47条 役員は会則に定められていない限り、2つ以上兼務することはできない。ただし、各部役員は兼務はこの限りでない。

第48条 役員はその就任に際して校長の認証を得なければならない。

第12章 会計

第49条 本会の経費は会費、入金金及びその他の収入をもって支弁する。

第50条 会員は会則の定めに従って会費及び入会金を納めねばならない。

第51条 本会員の負担すべき経費は次のとおりである。

- 1 会費 年額7,200円
- 2 入会費 2,000円（平成8年度から）

第52条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13章 運営

第53条 会員は生徒会の活動を規律化し、より安全な方法で運営す

るために校長並びに顧問の指導をうける。

第54条 会員は本会の目的達成のためにこの会則を積極的に行動の上に表示するとともにその行動についてもあくまでその責任を負わねばならない。

第55条 ホームルーム間の連絡協調を図るために、ホームルーム協議会をおき、ホームルーム委員をもって構成する。ホームルーム協議会には代表者を置き、代表者は協議会を主宰する。

第56条 第3学期の生徒総会、評議員会は3年生を除いて成立する。

第57条 本会の会議は会員顧問に対し公開を原則とする。

付則 本会則は昭和37年4月1日から効力を発する。

23

第12条 本委員会が必要に応じてこれを開催するものとする。

第5節 保健委員会

第13条 保健委員会は会員の保健に関する事項を取り扱う。

第14条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 衛生設備の充実並びにこれに関する事項
- (2) 保健に関する諸記録、調査統計に関する事項
- (3) 教室の通風、採光に関する事項
- (4) その他会員の保健に関する事項

第15条 本委員会が必要に応じてこれを開催するものとする。

第6節 図書委員会

第16条 図書委員会は会員の図書閲覧、並びに視聴覚教育に関する事項を取り扱う。

第17条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 図書の購入補修に関する事項
- (2) 図書の閲覧に関する事項
- (3) 図書館の管理に関する事項
- (4) 読書活動に関する事項
- (5) 掲示教育に関する事項
- (6) その他会員の視聴覚教育に関する事項
- (7) 芸術鑑賞に関する事項

第18条 本委員会は、必要に応じてこれを開催するものとする。

第7節 交通委員会

第19条 交通委員会は会員の交通に関する事項を取り扱う。

第20条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 会員に対する交通指導に関する事項
- (2) 通学途上における交通指導に関する事項
- (3) 会員の自転車の検査に関する事項
- (4) 会員の雨ガッパの検査に関する事項
- (5) その他会員の交通指導に関する事項

第21条 本委員会は、必要に応じてこれを開催するものとする。

25

B 各種委員会細則

第1節 文化委員会

第1条 文化委員会は会員の文化的活動に関する事項を取り扱う。

第2条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 秋桜祭文化の部に関する事項
- (2) 講演会等の開催に関する事項
- (3) その他会員の文化的行事に関する事項

第3条 本委員会は必要に応じてこれを開催するものとする。

第2節 体育委員会

第4条 体育委員会は会員の体育に関する事項を取り扱う。

第5条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 秋桜祭体育の部に関する事項
- (2) 校内球技大会の開催に関する事項
- (3) 運動場並びに体育館の使用に関する事項
- (4) その他会員の体育的行事に関する事項

第6条 本委員会は必要に応じてこれを開催するものとする。

第3節 風紀委員会

第7条 風紀委員会は会員の風紀に関する事項を取り扱う。

第8条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 生徒心得、生徒綱領の作成
- (2) 校内校外における会員の動静、服装に関する事項
- (3) 全校行事の会場警備及び風紀取締りに関する事項
- (4) その他校風に関する事項

第9条 本委員会は、必要に応じてこれを開催するものとする。

第4節 整美委員会

第10条 整美委員会は行内の整備美化に関する事項を取り扱う。

第11条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 校内整備、美化の計画実行に関する事項
- (2) 清掃用具の管理に関する事項
- (3) その他校内の整備、美化に関する一切の事項

24

第8節 特別委員会

第22条 特別委員会は評議員会の議決によって臨時に設置する委員会であって、その任務終了時には評議員会がこれを解散する。

第23条 特別委員会を構成する委員の人数は評議員会がこれを行う。

第24条 特別委員会の任務に関する規定はそのつど評議員会がこれを作成することを原則とする。

第9節 委員会一般

第25条 各種委員会委員長は委員会を開催する際に予め執行委員長に報告する。

第26条 各種委員会で得た収入は全て生徒会の収入として執行委員会会計・書記がこれを処理し、その使途については評議員会に諮って決定するものとする。

第27条 各種委員会委員長は委員相互の連絡協調に努めなければならない。

第28条 各種委員会で審議する事項中必要と認められたものはこれを各ホームルームへ持ち帰ってその意見を求めるものとする。

26

C 各部細則

第1条 生徒会会則第25条によって設置する部は次のとおりとする。

①文化部

- | | |
|-----------|----------|
| (1)放送文化 | (2)吹奏楽 |
| (3)クッキング | (4)英語 |
| (5)茶道 | (6)歴史研究 |
| (7)書道 | (8)華道 |
| (9)コンピュータ | (10)美術 |
| (11)ダンス | (12)商業競技 |
| (13)演劇文学 | (14)写真 |
| (15)JRC | (16)箏曲 |

②体育部

- | | |
|------------|-------------|
| (1)陸上競技 | (2)卓球 |
| (3)バレーボール | (4)バスケットボール |
| (5)野球 | (6)ソフトテニス |
| (7)剣道 | (8)バドミントン |
| (9)サッカー | (10)フェンシング |
| (11)ハンドボール | |

※上記の競技以外の活動を保証しない。

③同好会

- (1)フォークソング

第2条 部・同好会の設立あるいは廃止については、評議員会の議決を経て、職員会議の審議を要する。この決定は毎年2月末までに行い、新年度から実施する。

第3条 会員は各部のうち、文化関係の部においては2部まで、体育関係の部においては1部のみ入部することができる。

第4条 各部のほか次に次のとおり同好会をおく。同好会は予算を与えられないが、その取り扱いには各部に準ずる。ただし、入会は制限しない。

第5条 同好会の設立には、入会を希望する1・2年生が5名以上いることが必要である。

第6条 同好会設立については、1月末までに所定の申請書を会長に提出し、評議員会の議決を経て職員会議の審議を要する。

第7条 同好会設立申請書には次の事項を記入しなければならない。

- | | |
|----------|---------|
| (1)会の名称 | (2)顧問名 |
| (3)希望者氏名 | (4)活動目的 |
| (5)活動内容 | (6)活動日時 |
| (7)活動場所 | |

第8条 同好会から部昇格は1月末現在で10名以上(内1年生5名以上)の同好会員が所属していなければならない。また5年以上同好会として存続し、かつ活動状況が、部昇格にふさわしいと認められることが必要である。

第9条 部昇格については、1月末までに部昇格申請書を会長に提出し、評議員会の議決を経て、職員会議の審議を要する。

第10条 部昇格申請書は、第7条を準用する。

第11条 各部・同好会は、毎年1月末現在の部・同好会員の人数、及びその年度の活動状況を生徒会執行委員会に報告しなければならない。

第12条 同好会において、1月末現在で、会員が0人の場合、又はその年度の実質的な活動のない場合は、次年度において廃止の対象となる。

D 応援団細則

第1条 本団の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 本校選手の対外試合の応援に関する事項
- (2) 応援歌の作成に関する事項
- (3) その他本団の目的達成に必要な事項

第2条 団員は積極的に協力しなければならない。

第3条 本団で実施しようとする事項はこれを執行委員会に提出し、承認を得なければならない。

E 選挙細則

第1条 この細則は生徒会役員並びに執行委員の選挙の方法を定めるものである。

第2条 前条の選挙を行うため選挙管理委員会を設置し、選挙に関する事項を処理する。

第3条 選挙は毎年9月30日までに終了することとし、会員はすべて選挙権を有するが3年生は被選挙権を有しない。

第4条 生徒会長1名、生徒会副会長2名、生徒会書記2名、生徒会会計2名は、全校より選び、いずれも全会員の投票によって得票順に選出する。得票数が同じときは抽選とする。

第5条 第4条に示す役員の上候補者がいないときは評議員会において選出し、投票により有効投票数の過半数の支持を得るものとする。

第6条 上記役員がそれぞれの対立候補がない場合は投票により有効投票数の過半数の信任を必要とする。

第7条 上記役員が立候補者はその責任者を定めて、所定の日時までに選挙管理委員会に立候補の届け出をしなければならない。ただし、候補者は他の候補者の責任者となり得ない。

第8条 各種委員会委員長は、それぞれの年度の現職の各委員の中から選出する。この選出は、第4条にあげる役員の選出が終了した後、行われるものとする。

第9条 各種委員会委員長が選出された後、速やかにその欠員を、欠員が生じたHRから補充することとする。

第10条 候補者の用いるポスターは、選挙管理委員会の認めるものに限る。

第11条 立会演説会は選挙管理委員会の定めた日時・場所において届け出順に行う。

第12条 投票の方法は立候補者氏名を連記した投票用紙を用い、投票すべき候補者指名の上に○印を記入することとし、選挙管理委員会の指名した立会人の立ち合いの下に行う。

第13条 開票は投票の当日又は翌日とし、候補者又はその責任者立ち合いの下に行う。

第14条 次の投票は無効である。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 規定に反する数の候補者に投票したもの。
- (3) ○印以外を記載したもの。

第15条 有効用票数が選挙人総数の過半数に満たない場合はその選挙は無効とし、改めて選挙を行わなければならない。

第16条 当選人が定まったときには、選挙管理委員会は候補者の得票数及び氏名とともに当選人を公示しなければならない。

第17条 選挙管理委員会は少なくとも開票の2日後までに当選人及び得票数を校長に報告し、その認証を得なければならない。

第18条 選挙運動において強制並びに買収行為を行ったり、会員以外の者が選挙運動を行ったりした候補者があった場合は、校長によって候補者又は当選人たることを取り消されることがある。

第19条 生徒会長及び副会長に対立候補がない場合は投票により、会員の過半数の信任を必要とする。

第20条 選挙管理委員会は評議員会において選出され立候補者の責任者となりえない。選挙管理委員が立候補者となる場合は、辞任した後、立候補するものとする。

教育相談室の紹介

相談室は皆さんひとりひとりが、困っていること、苦しんでいること、不満に思っていることなどを一緒に考えながら解決の道を見つけていくところです。どんな小さなことでも気軽な気持ちで利用してください。

—例えば次のような問題です—

- (1) 学習・部活動などの学校生活全般
- (2) 自分の性格
- (3) 身体的問題
- (4) 友人関係
- (5) 性の問題
- (6) 家庭の問題
- (7) その他

—相談にあたっては—

- (1) 相談内容については秘密を守ります。
- (2) 命令したり、評価したりすることはありません。
- (3) 皆さんの気持ちになって考えます。

—相談室は—

管理棟 1 階にあります。

保健室でも相談を受けます。

—相談したいときは—

直接相談室又は保健室へ来るか係の先生に申し出てください。また電話や手紙で申し出てもよろしい。

「教育相談室」TEL 086-942-4150 (内線 219)

日程表

通常の授業日

1 限	8:30~9:15
2 限	9:25~10:10
3 限	10:20~11:05
4 限	11:15~12:00
昼 食	12:00~12:40
5 限	12:40~13:25
6 限	13:35~14:20
7 限	14:30~15:15
S H R	15:20~15:30
清 掃	15:30~15:45

定期考査の日

S H R	8:30~8:35
1 限	8:40~9:30
2 限	9:45~10:35
3 限	10:50~11:40
4 限	11:55~12:45